

長崎県公安委員会告示第33号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する講習規則第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年8月28日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 実施期日

令和8年10月14日（水）から同月16日（金）までの3日間

2 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

3 受講定員

20人

4 受講申込手続

(1) 申込期間

令和8年9月7日（月）から同月11日（金）まで

(2) 申込時間

午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間

(3) 申込場所

- ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署
- イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

(4) 提出書類

受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(5) 申込方法

- ア 講習を受けようとする者は、原則として申込期間の午前9時から午後3時まで（午後0時から午後1時までを除く。）に、申込場所に対し、来所し、又は電話をかけて事前申込みを行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行うため、受講定員に達したときは、申込期間の途中であっても締め切る。
- イ アにより、事前受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日の申込時間内に、申込場所に対し、事前受付番号を申告の上、受講申込みをすること。この場合において、e-Gov電子申請により受講申込みをするときは、所定の備考欄に事前受付番号を記載すること。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った日の申込時間内に、受講申込みをしなかったときは、申込場所に対して行った事前申込みは、無効とする。
- エ ア及びイの手続は、原則として講習を受けようとする者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込場所に対し、本人の委任状を提出すること。

5 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

3万9,000円

(2) 納付方法

受講申込時に納付すること。

なお、受講申込みの受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2番21号211

7 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

なお、受付時には、運転免許証等の身分証明書を提示すること。

イ 講習最終日に修了検査を実施し、合格者に対して講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了検査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）